

## 第 13 章 手数料関係

(変更許可申請手数料算定の対象区域)

第 91 条 変更許可申請手数料算定の対象である開発区域は、原則として、未完了区域とする。

(項目が重複する場合の変更許可申請手数料の算定)

第 92 条 削除